

兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議規則（平成25年兵庫県規則第40号）第4条の規定により、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

（会議の公開）

第3条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。ただし、前条第1項ただし書に該当する場合を除く。
- 3 議事の概要の公開に当たっては、個人情報の保護に留意する。

（代理出席）

第5条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。

（委員以外の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。